

木質ペレット安定取引等協定書

（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、木質ペレット安定供給に関する協定を締結する。

（木質ペレット供給の原則）

第1条 乙は、甲に対し、長野県の林業及び木材産業の振興並びに長野県産材の利用促進に資する木材を原料とした木質ペレットを、安定的に供給しなければならない。

（取引期間）

第2条 乙は、この協定書の締結日から起算して3年間は、甲に対し、木質ペレットを供給し、甲はこれを受けなければならない。

（取引量）

第3条 前条の規定により甲が乙から供給を受ける木質ペレットの量は、1年当たり800キログラム以上とする。

（取引価格）

第4条 乙が甲に供給する木質ペレットの価格は、市場における通常の見取価格を参考とし、甲と乙が協議して決定する。

（その他必要事項）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

甲 住所

氏名

印

乙 住所

氏名

印

様式第3号（第5条関係）

飯伊地域林業再生協議会 様

飯伊地域林業再生協議会加入申込書

飯田市森のエネルギー推進事業により、ペレットストーブ又はペレットボイラーを購入するに当たり、飯伊地域林業再生協議会に加入を申し込みます。

年 月 日

住所

氏名

印